

誰も知らない公的資金借り入れ術！

ブラック者・破産者・多重債務者でも申込可能！

吉富静剛

y-seigo@r2.dion.ne.jp

はじめに

2002年、全国の自己破産者が初めて22万人を突破致しました。住宅ローンの返済や、その他の借入金の返済に行き詰まり、昨年、全国の裁判所に自己破産申請を申請された件数が22万件を突破し、最高裁判所の調べによりますと、10年前の1992年と比べると約5倍に膨れ上がっています。

長引く平成不況、リストラ、賃金カット、早期退職、就職難と言った様々な社会情勢により、真面目なサラリーマンの方や一生懸命働かされている自営業の方が、借金に苦しみ自殺までお考えの方も多数存在されます。

無責任に聞こえるとは思いますが、「人生何とかなるものです。」自殺や夜逃げをお考えの方、どうか思い直して下さい。

かつて、私も7年前に10数億の負債で会社を倒産させて、「この世の生き地獄」を体験した中で、最スタートのきっかけは、この度御紹介致します「誰も知らない公的資金借入れ術」の「社会福祉協議会」からの融資を受けてからのスタートでした。

この度の借入れ術の公開は、私自身の実体験を基に、皆様の悩みを少しでも軽減出来ればと思い作成致しました。

御理解頂けない所、その他の御質問にも誠心誠意対処致しますので、「勇気を持って」再起に取り組んで頂ければと思います。

貴方様が、いつか心底笑える日が訪れるのを切に願う次第です。

吉富静剛

誰も知らない公的資金借入術

借入を申し込みする機関

社会福祉協議会（通称、社協）

借入の名称

世帯更生資金（生業費）

借入の限度額

通常 ¥ 1.250.000 特別 ¥ 2.800.000 身体障害者 ¥ 4.600.000（地域により若干違いがあります。）

借入条件

年収 360 万円以下の低所得者（市県民税の納付金額が均等割りの方）

満 20 歳以上

現在お住まいの住所に半年以上お住まいの方

市県民税を納付されている方（もし、納付されて無い場合は一ヶ月分でも良いので納付する事。）

連帯保証人 1 名（場合によれば 2 名要求して来る事もあります。）

借入実行までの時間

まず、申込窓口となる市町村の社協での審議会が有ります（これは問題有りません）その後、最寄の都道府県の審議会（毎月一度）にパスしたら即、融資実行となります。（5~7 日後）

借り入れ申込の際注意する点

この融資制度は世帯を立て直す為の、生きていく為の制度です。資金使途は、くれぐれもクレジットやローンの借り換えや、旅行、等の理由での申込はしないで下さい。

（家族で、小さな商売を創めるので）（SOHOの規模を拡大する）等の理由で、作文を書く必要性が有ります。

今迄一番、満額実行の成功が高かったのは（化粧品の販売、健康食品の販売）でした。ネットワークビジネス等はNG

この、資料が到着致しましたら、最寄りの社会福祉協議会に連絡し、（世帯更生資金生業費）を申し込みたいと尋ねて下さい。（必ず本人が窓口に行ってください）

そこで、簡単な面接が御座います。（出来るだけみすばらしい格好をして行って下さい）

貴方がどのような状況で、何故借り入れが必要か等の質問がされます。

十分、借り入れ内容を自分自身で把握して望んで下さい。

この面接時の印象で、今後の融資実行までの時間が決定されます。（一度や二度却下されても大丈夫ですが！）

面接終了時に、貴方のお住まいのお近くの民生員を紹介されます。

民生員を見方に付けておけばその後の社共とのやり取りが安易になりますので、是非この民生員にも失礼の無い態度を心がけて下さい。

この融資制度は、実行される迄トライ出来ます。（私の場合は、2度目で満額の280万円を借り入れ致しました。）

作文及び借入の為の必要書類

化粧品販売を創めるとの理由での借り入れの際パンフレットや見積もり書が必要です御見積もり書、パンフレット、作文作成のアドバイス込み¥30,000円で御提供致します。その他のアドバイスは全て無料です。

借金整理マニュアル

もし、あなた様が多重債務でお悩みでしたら、借金整理マニュアルを無料で差し上げますのでお申し付け下さいませ。

尚、御質問等が御座いましたら、y-seigo@r2.dion.ne.jp迄、お気軽にお問い合わせ下さい。

世帯更生資金（生業費）

資金種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
更生資金	生業費	1,410,000 円以内（特別 2,820,000 円以内）	貸付の日から 1 年以内	7 年以内	年 3 %
	支度費	100,000 円以内	貸付の日から 6 月以内	6 年以内	
	技能習得費	918,000 円以内（特別 1,068,000 円以内）	技能習得期間満了後 6 月以内		
生業費	●生業を営むのに必要な経費				
支度費	●就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費				
技能習得費	●生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費				
償還例	元金 1,410,000 円 7 年(84 回) の場合 月額 18,560 円×83 回(最終回 19,332 円)				
	元金 2,820,000 円 7 年(84 回) の場合 月額 37,130 円×83 回(最終回 37,835 円)				

上記の他に、身体障害者の方に対する特別枠等が御座います。また、学費の為の貸し付け等も御座いますので最寄の社協にお問い合わせ下さい。

私が依然、この世帯更生資金を借り入れた際、一度目は、書類（作文）に不備が有った為に落とされてしまいました。

落とされても何度でもトライ出来ます。（御安心下さい。）

市町村の審議会は大体 1 回で皆クリア一致しますが、都道府県で行われる審議会では、この作文が重要になります。また、審議委員の過半数の同意が必要になるそうですので、その審議委員に響く作文の作成が必要になります。

世帯更生資金申請理由

私、
は平成15年8月より健康食品、化粧品の小売業を開業致しました。現在の住所であります浦添の自宅の一室を事務所と致しまして、会社訪問、知人の紹介、インターネット等を活用致しまして、順調に業績は伸びて来ている次第で御座います。八月から獲得致しました、現在の顧客総数は150名近くになります。そのうち約半数の、約70名の方に毎月定額の商品を御購入して頂いています。

只、現在取引しています卸会社（メーカー代理店）との契約によります仕入れ掛率が70%と非常に高い為、売上が上がっても利益が出ない状況で御座います。

この度、世帯更生資金の（生業費）を申請致しまして、メーカー代理店の条件であります「加盟金の支払及び初回仕入」を行うと、仕入掛率が45%になり、55%の粗利益を確保出来ます。

昨年の八月から、約半年間、地道な営業活動行って参りました結果でしょうか、大勢の方々（御客様）に支持されている為、是非このままの状態に営業活動を継続して行きたく考えている次第で御座います。

上記が大体の申請理由です。上記の理由に従って必要書類を取り揃えて参ります。

現在の売上は、固定客からのリピート売上50% 営業による新規客獲得売上（新規売上）が50%と致します。

化粧品の月間売上は、総額40万円50万円と致します。

（50万円×30%＝15万円（粗利益））

15万円の粗利益から、通信費、交通費、交際費を差し引き現在の（営業利益）は約7万円～8万円位に致します。

7万円～8万円の（営業利益）しか出ない状態なので、（世帯更生資金）の借入れは必要不可欠だと言う事をアピール致します。

メーカー代理店に「加盟金」「初回仕入代金」を支払えば、55%の粗利益率になる為、現在の売上を維持する事が出来れば、27万5千円の粗利益が出ます。毎月の経費を差し引いても、20万円近い営業利益（生活費）が出る為、生活が向上するとアピール致します。

20万円の営業利益が出れば、世帯更生資金の償還（返済）にも支障が出ない事もアピール致します。

メーカー代理店の条件は(300万円)の加盟金と初回仕入と申して下さい。
300万円の内訳は、加盟金(100万円)初回仕入(200万円)です。
その為の見積もり書を添付致します。

今までの事例では、消耗品の小売業としての申請理由が一番成功率が高い為
この内容をしっかり把握して申請に臨んで下さい。

申請の際に社協に好感を持たれる作文（例）

私の世帯更生資金申請理由

私、
は、平成15年8月より健康食品、化粧品の小売業を開業致しました。現在の住所であります自宅の一室を事務所と致しまして、会社訪問、知人の紹介、インターネット等を活用致しまして、順調に業績は伸びて来ている次第で御座います。八月から顧客の獲得を開始致しましたところ、現在の顧客総数は、1800名近く存在致します。そのうち約半数の、約700名の方に毎月定額の商品を御購入して頂いています。

只、現在取引しています卸会社（メーカー代理店）との契約によります仕入れ掛率が70%と非常に高い為、売上が上がっても利益が出ない状況で御座います。

この度、世帯更生資金の（生業費）を申請致しまして、メーカー代理店の条件であります「加盟金の支払及び初回仕入」を行うと、仕入掛率が45%になり、55%の粗利益を確保出来ます。

昨年八月から、約半年間、地道な営業活動行って参りました結果でしょうか、または、低単価の商材を様々な手法にて営業活動を行って来た結果かもしれません。営業活動開始から現在に至るまで、大勢の御客様に支持される事となり、私自身、確かな手応えを実感しています。是非このままの状態に営業活動を継続して行こうと考えている次第で御座いますので何卒宜しくお願い致します。

現在の売上は、固定客からのリピート売上50% 営業による新規客獲得売上（新規売上）が50%と致します。

化粧品の月間売上は、総額40万円から50万円です。

$(50 \text{万円} \times 30\% = 15 \text{万円})$ （粗利益）

15万円の粗利益から、通信費、交通費、交際費を差し引き現在の（営業利益）は約7万円～8万円位です。

7万円～8万円の（営業利益）しか出ない状態なので、（世帯更生資金）の借入れは必要不可欠です。

メーカー代理店に「加盟金」「初回仕入代金」を支払えば、55%の粗利益率になる為、現在の売上を維持する事が出来れば、27万5千円の粗利益が出ます。毎月の経費を差し引いても、20万円近い営業利益（生活費）が出る為、生活が向上致します。

毎月、20万円の営業利益が出れば、世帯更生資金の償還（返済）にも支障は御座いません。

最後に・・・・・・・・

社会福祉協議会の「世帯構成資金」は、一生に一度だけしか使用できません。

今後、あなた様が、このマニュアルで借入できた経験を生かし、あなた様の周りの「困っている方」にお伝え頂けたら幸いです。

あなた様の心の負担が軽減することを心よりお祈り申し上げます。

免責事項

このマニュアルの内容により、あなた様又はあなた様の関係者に対して損害を与えたとしても私は一切の責任を負いません。

全ての事項は自己責任にて行われてください。

特別付録

借金整理マニュアル

貴方様の借金整理に役立てて頂ければと思います。

各種借金解決法

借金整理を考えると「誰に」「いつ」「いくら」借りたのかを自分のできる範囲で把握し、メモでかまわないので紙に書くようにしましょう。主な借金の整理方法は「任意整理」「特定調停」「個人債務者民事再生」「自己破産」の4つがあり、下記を良く読んでどの方法が自分に当てはまるのかを判断し、一日でも早く実行することをお勧めいたします。

1. 現在の状況をまず把握して下さい！

借金整理の方法は何種類もあり、現在、自分が置かれている状況を正確に判断し、最前の方法を選択する必要があります。まず「誰に」「いつ」「いくら」借りたのかを自分のできる範囲で把握し、メモでかまわないので紙に書くようにしましょう。その上で、例えば、現在のまま返済していくのか、債権者と話し合い、借金額を減額してもらい返済していくのか、又は自己破産するのか、この部分をきちんと判断することが大切です。ただやみくもに返済していても解決しない場合がほとんどです。自分で判断できない場合は区市町村などで行われている無料法律相談を利用するのが良いでしょう。

2. 借金返済のための借金は絶対にしてはいけません！

借りたお金は返済期限までに利息を付けて返済するというのが世の中のルールです。多重債務に陥っている方のほとんどは、初めは少ない借金が短期間の間に、あれよあれよという間に莫大な金額に、膨れあがって行ってしまいます。その理由の多くは、借金を返済する為に新たな借入を起こすということを繰り返す方が多いということです。

例えば100万円を年利29.2%12回払いで借りた人の1年間の元利金合計は129万円で1回の返済額は107,500円になります。この107,500円を返済するために新たに107,500円を100万円と同じ条件で借り入れると、元利金合計が138,675円になり1回の支払額が11,500円になります。翌月の支払額合計は119,000円になってしまい、この返済のためにまた同じ事を繰り返すと翌月の返済額は131,700円になり、初めの借入から12ヶ月後には298,400円になってしまいます。

一度ふくれあがった借金は金利が金利を生み、解決するどころか借金地獄の地獄車を回しているだけなのです。サラ金に450万円借金がある人は、寝ているだけでも毎日3,600円(最低)の金利を取られていることとなります。時給800円で働いている人は4.5時間を金利の為に働いている計算となります。後に説明いたしますが、任意整理、特定調停をする以外、支払っている金利は無駄となりますので、一日でも早く解決するよう心がけてください。先延ばしは何の解決にもなりません。

ん。

3. 主な借金整理の種類

借金の整理方法には大きく2つに分けられます。ひとつが、今のまま払い続ける方法、もうひとつが払わないでチャラにする方法です。

まず払い続ける方ですが、この方法を選ぶ方は

- ・家族に知られたくない
- ・保証人が要るので迷惑をかけられない
- ・今のまま何とか返済できれば

という方々だと思います。その気持ちもすごく判ります。しかし忘れていけないのは、手遅れになる前に手を打つということです。「家族に内緒で払い続けられればいい」そう考えているうちにどんどん借金が膨れていっては元も子もありません。

もう無理だと思ったら、正直に家族に話しましょう。家族はあなたの味方であるということを忘れないでいて下さい。

低利への借り換え

まず家族にも知られないで、何とか返していくための方法は、支払額を減らすことです。そのためひとつの方法が低金利への借り換えです。具体的方法は別途記述しますが、この方法によりまず出血を少なくする事が大事です。

ですが、この方法は、リスクも付きまといます。そのリスクとは、

新しく借金が増える可能性があると言う事です

これは私自身が体験していることですが、カードローンで100万円借りていて、更に低利での借り換えで100万円できたとします。まずカードローンの100万円を払いますが、そのカードを持っているため、いつの間にかまた借り入れをしてしまうのです。その結果として200万円に借金が増えてしまうのです。

なぜそんなことになるのか、借金をする方に言えることは「借り癖がある」ということです。

仮に前述のような場合、高金利のカードは破棄して下さい。はさみで切って捨てて下さい。これができなければ一生借金はなくなりません。

「このカードの空枠があれば困った時にまた使える…」

そうってしまうのが失敗の元です。繰り返します、借り換えに成功したら二度とそのカードは使えないように破棄しましょう。

低利切替先

スルガ銀行

ローンの一本化など、多重債務者用のクレジットサービスを年利 10～15%で実施している銀行

商品名 クレジットサービスフリープランおまとめクレジット

必要書類 所得証明 身分証明書 借入れ証明書 返済予定書

条件 口座を持っている人ならだれでも

21 世紀ファイナンス O120-736-300TEL 申し込み・審査

(借入 15 件まで可能で低金利一本化)

ここは DM のみで顧客を募集している業者なので、必ず封筒に記載されている整理番号を聞かれるので、知人の紹介といえは受け付けてくれる。

100 万円 9.5% (顧客制限を行っている場合あり)

具体的借金返済法

多重債務者が多重債務者であるゆえんは、ひとえに計画的な借り入れが出来ていない点にある。目の前に提示された「僅かばかりのお金」に目がくらみ気がつけば人生のどん底！！という人がなんと多いことか。しかし、絶望することはありません。たかが借金である。働き過ぎで死ぬことはあっても借金のしすぎで死ぬことはありません。最後には自己破産という最終手段もある。安心して返済計画を練っていきましょう。

借金がかさむと一番怖いのは「取立て」ではなく「心に余裕が出来なくなること」です。普段なら無意識に「怪しい話」「危ない話」を察知出来るのに、多重債務者になったとたん「闇金」などという危ない金融機関のお世話になってしまうのは全て心に余裕がないからなのです。試しに深呼吸して一息入れてみて欲しいものです。少しは余裕が生まれるでしょう。

さて、肝心の具体的借金返済法について。まずは、消費者金融特有の対応について知らなければなりません。といっても非常に簡単、利用実績が長いと貸し付け枠が広がる。完済しようとする引き留めようとする。その結果、金利の引き下げや貸付枠の増大が期待出来る。交渉次第では、他社借り入れを一本化出来るほどに貸付枠が広がる場合もある。大口融資のボーダーラインは借り入れ業者数 8 社。連帯保証人なしの場合は 5 社が一般的。これ以上借り入れ業者が多いと大口融資を引き出すのは難しいです。

これらを踏まえた上で返済の戦略を立てていきます。自己破産を念頭に置く場合を除けば新規に借り入れ業者を増やすのは得策ではありません。業者数を増やせば後々自分の首を絞めることになるからだ。

新規の業者から借り入れする場合は既存の業者を最低 1 社完済してからにすべきです。どうしてもお金が必要だという場合でも出来る限り既存の業者から引き出すように努力しましょう。まず延滞している業者は切り捨てる。一度実績に傷が付いた業者は、その後きちんと返済してもメリットはほとんどないからです。これらノーメリットの業者に充てる返済金は他社の実績作りに利用します。 の貸付枠拡大を狙うわけです。せっぱ詰まって今すぐ金が要るという場合は、ハツリをかますこととなります。 の交渉に相当する。具体的には「近々数十万のまとまった金が入る予定なのだが、オタクのところか のところかの完済に充てようと思う。そうすれば のところが貸付枠を 百万に増やしてくれると言うんだ。」ここで間髪入れず本題に入ります。「問題はオタクと と、どちらを完済しようってところだ。 は貸付枠を 十万拡げるからって言うんだが…。付き合いはオタクの方が長いから、これからもよろしくお願いしたいんだが背に腹は代えられないんだ。正直なところ、 が提示してきた条件はかなり魅力的だからね。」と、ここで相手の出方を待ちます。大抵の場合、ローンカードであれば 50 万円までの貸付枠までなら即座に拡大するはずで

多くの方は、初回 10~30 万円の貸付枠が限界だと思います。しかし、実は 50 万円のローンを受けられる一歩手前にいることを自覚して欲しい。10 万円でも借りられたということは、貸付の審査には通過したということなのだ。あとはどれだけのお金を貸すかという段階なのです。多くのフリーローンは 50 万円の枠だが 10 万円の枠を 50 万円にまで拡大することは、新規に 10 万円を他の業者から借り入れるより簡単なのです。どこの馬の骨とも分からない輩に回収不可能になるかも知れない 10 万円を貸し付けるより、今現在利息をキチンと納めている顧客にプラス 40 万円貸し付ける方がリスクとして小さいからなのです。それが実績を作ると貸付枠が拡大するカラクリなんです。

仮に、貸付枠が 40 万円増えたとして。増えた 40 万円を 10~30 万円の借り入れしかない業者への完済に回す。すると 1~2 社を減らすことが出来ます。借り入れ業者が減れば、貸付リスクも減少するので、低金利、具体的には銀行からローンを借りやすくなります。

もしくは、100~500 万円の大口融資プランを利用しやすくなります。すると、数十万の借り入れしかない業者へ完済が可能になる。その分借り入れ業者が減り、ますます借りやすくなる。

ここまで来れば好循環です。ブラックでも貸します云々の業者はパッと見には魅力的に映るかも知れないが、それが悪循環の始まりであることが理解出来ると思います。

もし、上記の方法で返済が不可能であれば、それは早めに自己破産もしくは、その他の法的整理をしたほうが良です。人生を一旦リセットして 0 からコツコツと出直した方がよっぽど精神衛生的に

も正常な生活が送れます。

法的に借金整理を行う

究極の選択である「自己破産」の前にもいくつか公的な整理方法があります。ただしこの場合は、通知などが

自宅に届きますので、家族に内緒というわけには行きません。まず、家族の協力を得られてからになります。

法律にのっとった借金の整理法としては

- ・任意整理
- ・特定調停
- ・個人債務者民事再生
- ・自己破産

以上のような4つの方法があり、大きく分けると弁済型と非弁済型に分かれています。

弁済型は任意整理・特定調停・個人債務者民事再生で、現在ある借財の利息や元本を軽減してもらい支払うものです。非弁済型は自己破産で、免責決定がおりれば現在ある借金が一銭も払わずチャラになるというものです。(債務金額の1割を支払うことにより免責を受けられる場合がある) 裁判所の力を借りて行う方法(特定調停・個人債務者民事再生・自己破産)とそうでない方法(任意整理)に分かれます。

整理方法の見極め

債務者が任意整理・特定調停・個人債務者民事再生・自己破産のどの方法を取れば一番良いのかを判断するのは、債務者が支払不能状態なのか支払不能に陥りそうなのかが分かれ目です。支払不能でない人は自己破産ができません。支払不能とは借金をどうしても返せない状態(支払い不能の状態)であると裁判所が判断した場合になります。

支払不能の状態とは、申立人の借金の額や収入を考慮して、裁判所がもう返済していくことが無理だと判断した場合ということになります。

申立人の借金の額が100万円で収入が手取りで30万円の場合だと普通に返済していくことができますので、支払不能の状態ではないと判断され自己破産はできないこととなります。

逆に申立人の借金の額が500万円で収入が手取りで10万円の場合だと、どう考えても返済していくことができませんので、支払不能の状態だと判断され自己破産できることとなります。

平均的な収入の会社員の場合だと支払不能の状態かどうかの分岐点は借金の総額が300万円

前後になると思われます。(もちろん、扶養家族が多い場合や生活保護を受けている場合などは、そういった事情を考慮し、分岐点は下がることになります。)

なお、自己破産の制度は普通に働いているのに返済できない状況を前提にしているので、無職であっても、そんなに大幅に自己破産できるかどうかの分岐点が変わるものではありません。

普通に働いている(働ける)状態で、なおかつ特別な事情がないケースで自己破産を申し立てた場合、債務の総額が300万円前後ないと、申立人が支払い不能の状態にない(まだ支払い能力がある)と判断されるので自己破産の申し立ては受理されない可能性があります。

自己破産が受理されない場合の借金の整理は他の方法(特定調停、任意整理、民事再生など)を選択するこ

とになります。大まかな判断基準は債権総額に金利をプラスして3年で完済できるかが分岐点になります。(月の支払いの目安は残元本の3%)

任意整理

任意整理とは、各債権者(金融業者)と和解交渉をして、利息制限法又は出資法に基づき再計算し直し、過払金充当減額(払い過ぎた利息を元金に充当し残金を減額)・債務不存在確認(払い過ぎた利息を換算すると既に債務が無い)・過払金返還請求(払い過ぎた利息を全額返してもらう)・不当利得返還請求(出資法以上の違法支払を全額返してもらう)等の法的手段を用い負担を軽減させ、正当な残債が存在する場合は、無利息にて少額の長期返済を、若しくは更なる大幅な残金の減額を考慮する短期返済等の、無理のない返済を目的とした合意和解による債務整理です。

返済の意思があることが最大の条件となりますが、債権者側に有利な交渉や和解、時には和解不成立等が起こる場合もあります。

任意整理を債務者が主体となって進めていくのはまず不可能です。かといって弁護士や司法書士以外の方が債務者の代理人となって債権者と交渉する事は弁護士法違反になります。自分ではなく任意整理をするには弁護士に依頼するしかありません。債務者が弁護士費用を用意できる場合は弁護士会などをたずねた方が良いでしょう。しかし、費用的には数十万円の費用がかかります。(債権者数が10社の場合およそ40万円)お金はないので自分で任意整理をしたいという人もいます。では自分でできるのか?後述する法的整理の方法は全て自分で処理をすることができます。何も弁護士に数十万円を払う必要はないのです。

特定調停

まだ支払不能状態になっていないが、このままでは支払不能になる恐れがあるという人は特定調停が良いでしょう。中には支払不能にもかかわらず「自己破産」だけはしたくないという志を持つ

ている債務者もいます。そのような方は特定調停と自己破産のメリット・デメリットをよく考えて、それでも自己破産はせず、特定調停でやりたいという場合は全ては債務者の自己責任において処理しましょう。

特定調停は裁判所を通した任意整理です。債権者(金融業者)を管轄する簡易裁判所の下、調停委員会が各

債権者と債務者の仲介に入り和解協議して、利息制限法又は出資法に基づき再計算し直し、過払金充当減額(払い過ぎた利息を元金に充当し残金を減額)・債務不存在確認(払い過ぎた利息を換算すると既に債務が無い)・過払金返還請求(払い過ぎた利息を全額返してもらう)・不当利得返還請求(出資法以上の違法支払を全額返してもらう)等の法的手段を用い負担を軽減させ、支払義務のある債務に対しては、3年間(最長5年)を目安に無利息にて支払計画を立て、余裕のある分割返済を目的とした協議和解による債務整理です。

欠点としては、任意整理と違い、特定調停で決定されたことは裁判の判決と同じ効力を持つということです。例えば、毎月3万円を3年間返済するという事で債権者と和解した場合、その返済が滞ったときに差押えや強制執行(給料差押えなど)を即刻されてしまうということです。

特定調停の利点は申立が自己破産や各訴訟と違い、地方裁判所の管轄ではなく簡易裁判所の管轄になり、比較的、申立などが簡単にできるという点です。用意できる添付書環を用意し、簡易裁判所の申立窓口に一日でも早く行ってください。債務者の一番の不安は、債権者からの執拗な取立行為です。

特定調停の申立をただけでは、取立や催促などは止まりません。必ず申し立てたという証拠(申立書のコピー)を各債権者ごとのコピーを取り、その書面と通知書を各債権者に申し立てた日に発送させてください。そうすることによって催促などが止まります。

(株)SFCG(旧商エフアンド)は調停には応じません。必ず不調になります。

実際の手続きの流れとしては、弁護士の代わりに裁判所がすること以外は、任意整理とまったく同じ流れで進むことになり、結果的に債権者との合意が得られた場合には調停調書と呼ばれる書類が作成され、それに基づいて元金を3年程度の期間で返済していくこととなります。

特定調停の場合も、任意整理と同じように、利息制限法を超えて支払った利息は元金に充当するとして元金を減額し、その減額した元金に対し利息をカットして返済していくこととなります。

消費書金融などで借入れをしている場合は、長く返済していれば元金もそれだけ減ることになりますので、5年以上返済していれば元金はかなり減ることになり、10年以上返済していれば元金はなくなってしまう場合

もあります。

特定調停も任意整理と同じで1部の借金のみを整理することができますので、保証人が付いている借金を除いて手続きをしたい場合や住宅ローンの分を除いて手続きをしたい場合などでも使うことができますし、財産を処分する必要がありませんので、不動産などの財産を所有している場合には有効な債務整理の方法です。

ただし、消費者金融のように利息が高いところで借り入れをしていなければ元金の減額はできませんし、結局のところ、3年程度の期間で返済していかなければなりません。

債務の総額が300万円を超える場合だと月々の返済はかえって苦しくなる可能性がありますので、他の方法を考える必要があるでしょう。

なお、特定調停をした場合でも信用情報機関に事故情報として登録されますので、ローンやクレジットを利用することはできなくなります。

任意整理と特定調停での元金の減額について

利息制限法を超えて支払った利息は元金に充当して元金を減額し、その減額した元金に対し利息をカットした形で返済していくこととなります。要するに、長く返済していれば元金もそれだけ減ることとなりますので、5年以上返済していれば元金はかなり減ることになり、10年以上返済していれば元金はなくなってしまう場合もあります。

何故このような現象が起こるかという点、金利には3種類の利があり、商法上の利息、利息制限法の利息、出資法の利息とあり、貸金業者が採用しているのは利息制限法と出資法である。

利息制限法

借入れ元本が10万円未満……………年20%

10万以上100万未満……………年18%

100万以上……………年15%

延滞の損害益よ、この1.46倍までが河11利息制限法で決まっている利息の上限です。

出資法

出資法第5条第2項

業として金銭の貸付を行う者が年29.2%を超える割合による利息を受領するなどしたときは、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(併科も可)に処せられる。

利息制限法第1条第1項:元本が100万円以上の場合にその利息が年1割5分をこえるときは超過部分を無効とする。

貸金業善が利息制限法を超える金利を取るとは原則的に無効です。

サラ金などの金利は利息制限法の他に出資法で規制されています。利息制限法の最高金利は上記表のように元金によって3つの種類があり、それ以上の金利を取ると無効とされます。しかし、利息制限法には罰則がなく現実的には出資法で定める上限金利(29.2%)を超えない限り罰則はありません。出資法で定める上限金利を超えて利息を取ると出資法違反となり刑事罰が科せられます。よって、サラ金などの貸金業者は出資法と利息制限法の法律の隙間で商売をしているのです。いわゆるグレーゾーンというものです。

このグレーゾーンを適用した返済を「みなし弁済」と言います。

みなし弁済規定とは

金融業者は一定の条件の元で利息制限法を越えた利息を取っても良いという法律です。消費者金融は利息制限法に定められた金利を越える年～29.2%の金利を取っている、これが認められるのは貸金業規制法 43 条『みなし弁済規定』によるものです。

みなし弁済規定は特定調停や裁判など、法の前に出されると適用されないので、特定調停などでは『引き直し計算』をします。

みなし弁済適用の要件

債権者が貸金業登録業者である

契約の際、債権者が貸金業規制法 17 条の要件を充足する書面を交付している

弁済の際、債権者が貸金業規制法 18 条の要件を充足する受取証書を直ちに交付している

債務者が約定金利による利息を利息としての認識で支払った

債務者が約定金利による利息を任意に支払った

以上の要件を満たすと、貸金業者は利息制限法の制限利率を超過しても、出資法の上限金利(29.2%)までは受領できることになっています。この立証責任はすべて貸金業者が負います。しかし、以上の要件は厳格であるため、債務者としてはこのうちの1つでも否認することに成功すれば、高い約定金利から利息制限法に引き直した土俵に貸金業者を引っ張り込むことができるわけです。

引き直し計算は、実際支払った実績で、こと細やかに計算し直しますので、非常に複雑で、手間のかかる計算といえます。日数計算、曜日による支払日のズレ、閏年での計算、利息制限法との兼ね合い、カードローンのように繰り返し借入しているものなど、さまざまなケースと考え方があります。

また、金融会社や各地方裁判所での考え方、あるいは司法書士や弁護士の考え方など、すべて同じとは限らない為、その計算方法には完全なる統一性はなく、若干の違いがある場合があります。

計算はパソコンで計算ソフトを使用するか、手作業で一回返済ごとに根気よく計算を繰り返します。

計算するには計算書(取引経歴書)が必要です。計算書は業者から提出してもらいますが、要求してもすぐに提出しない場合が多いので、業者が提出を応じない場合、お客様相談係、又は苦情受付係に提出を要求すると良いでしょう。

大体はこれで提出されますが、それでも提出されない場合『監督官庁に訴えます』と言えば良いでしょう。それでも駄目な場合、実際に監督官庁へ計算書の発行を求める行政指導の要求を文書で出してください。

手作業による引き直し計算

引き直し後の残元金の出し方

$$\text{元金} + \text{法定利息額} + \text{延滞金} - \text{返済額} = \text{残元金}$$

この計算を返済ごとに根気よく続け 1 円単位まで計算します。計算結果、答えがマイナスの場合は、すでにその額が過払いとなっています。

上記 の式で法定利息額の計算

$$\text{元金} \times \text{利子制限法の利率}(\%) \div 365 \times \text{返済日迄の日数} = \text{法定利息額}$$

上記 の式で延滞金の計算は

$$\text{元金} \times \text{延滞金利率}(\%) \div 365 \times \text{返済予定日から実返済日迄の延滞日数} = \text{延滞金}$$

延滞金利率は特に約款に明記されていない場合、契約利息の 1.46 倍です、契約内容により安い場合もあるので契約書を確認してください。

うるう年の場合は 366 日で計算。

個人債務者民事再生 弁済型

民事再生法は住宅ローン返済者などが自己破産せず債務整理する事が目的であり、住宅などの財産を処分せずに債務整理することができる。

自己破産で免責不許可事由(ギャンブルや浪費など)に当たる債務も整理可能で、自己破産のような職業の規制もありません。

特定調停が調停委員を介し、お互いの妥協点を協議するのに対して民事再生法は債権者との協議はなく、債務者が提出した返済計画案が確定すれば、その計画案にそって債務の返済をしていきます。

個人債務者民事再生とは、裁判所が複数の債権者を一括してとりまとめ、債権者が個別に債権を回収できないように制限し、債務者は自分が提出した再生計画に従って再生を図ります。裁判所の認可を受けた再生計画は、反対債権者にも効力が及び、債務者は再生計画に従って返済していくことになります。

申立後、裁判所が債務者の立てた再生計画案を認可し、決定した返済計画に従って何年か掛けて返済していきます。

個人の民事再生法は、小規模個人再生、給与所得者等再生、住宅ローンに関する特則で構成されています。

民事再生法での整理は、自分の住んでいる管轄の地方裁判所に申立てます。

この手続は弁護士や司法書士に任せた方がよいでしょう。

規模個人再生に関する特則

小規模個人再生の要件

個人の債務者

継続的または反復的収入の見込みがある

負債総額が 3,000 万円以下

最低弁済の条件を満たす

債権者の半数の同意を得る見込みがある

については、個人であれば給与所得者に限らず、特に職業に制限はありません。例えば、年金受給者でも問題ありません。については、住宅ローンといった別除権の行使で、弁済を受けられる額(つまり、担保権の実行で回収が見込まれる額)は除きます。については、負債額の 1/5 以上、または 100 万円のいずれか多い額を原則として 3 年以内、特別の事情があれば、5 年以内に弁済します。

事例で示すと、次のようになります。

例 1、負債額が 50 万円であれば、50 万円を原則として 3 年で弁済。

例 2、負債額が 200 万円であれば、100 万円を原則として 3 年で弁済。

例 3、負債額が 1,000 万円であれば、200 万円を原則として 3 年で弁済。

負債額(基準債権の額)最低弁済基準額

100 万円未満その金額

100 万円以上、500 万円以下 100 万円

500 万円を越え、1,500 万円以下その金額の 1/5

1,500 万円を超え、3,000 万円以下 300 万円

について、債権者の半数とは、債権者の総数の 1/2、かつ負債総額の 1/2 ということです。

小規模個人再生の申立

1.債務者	小規模個人再生の申立
2.裁判所	開始決定
3.債権者・債務者	債権の届出・異議の申出
4.裁判所	債権の評価
5.債務者	財産目録の作成・提出
6.債務者	再生計画案の作成・提出
7.債権者	書面決議
8.裁判所	再生計画案の認可
9.債務者	再生計画の実行

申立書の提出

利用者は、支払不能を生じるおそれがあるときは、住所地の地方裁判所に小規模個人再生手続開始の申立ができます。その際、債権者一覧表の提出が必須です。

費用

印紙 1 万円

郵券 80 円 X 債権者の数

予納金官報公告費用、個人再生委員の報酬として

22 万円程必要

その他、司法書士に 1 赫貢すれば、およそ 15 万円、

弁護士に依頼すれば、およそ 30 万円必要

自己破産

自己破産とは、借金を帳消しにする法的手続で、弁護士を通すと30万～40万円くらいかかるので、個人で手続をすることをお勧めします。ただし、多少の条件や制約がありますので注意してください。

まず、債務者が「支払不能状態」に陥っているかを判断してください。

債務者は破産すると「どんなデメリットがあるのか」と言うことや「会社に知れてしまうのでは」「普通の生活ができなのでは」「ローンが組めなくなるのでは」「選挙権がなくなるのでは」「海外旅行に行けなくなるのでは」と言うような様々な不安を持っていると思います。

手続方法

自分の住所地(居所を含む)を管轄する地方裁判所に行き、破産申立用紙一式を入手し、必要費用(極少額)を確認した上で、破産申立書を完成させる。記入に当たっては、前述の条件をクリアする内容で直筆で書くこと。この申立書と住民票、戸籍謄本、必要書類を裁判所に持参し、申し立てれば2～3週間で裁判所から呼び出し通知が来るので出頭する。出頭後、1～2週間ほどで「破産決定通知」が来る。

この通知から1ヶ月以内に免責手続を行なう。「免責決定」が出れば法的に借金の返済義務はなくなる。

条件

- (1) 300万円以上の借金があり破産に至った経緯が、ギャンブル、遊興、無駄遣い等の借金ではないこと。
- (2) 年収の半分以上の借金があること。

デメリット

- (1) 会社役員、不動産業、弁護士の資格を失う(免責完了まで)。
- (2) 市町村役場の破産者名簿に記載される
- (3) 官報に掲載され、名前、住所が公開される
- (4) 信用情報機関の信用情報に破産者として5～7年載る
- (5) 資産(家、土地)があれば没収される。
- (6) 引越しや旅行等が多少制限される。

選挙権はそのまま。本人のみが対象なので、親、子供、配偶者には影響しない。と言うデメリットがあります。

しかし、破産者名簿は第三者が閲覧することはできませんし、官報の破産宣告の公告を読んでい

る人はいません。信用情報機関のブラック情報は、「任意整理」「特定調停」「個人債務者民事再生」などを行っても同様に信用情報機関にブラックとして5~7年載ってしまいます。

その他法令上の制限や資格の制限などがあります。

しかし、免責決定がされれば、借金もなくなり、破産者名簿から抹消され、法令上の制限や資格の制限などもなくなります。通常、めばしい財産(50万円未満程度)がなく、同時廃止の場合、破産宣告がされて免責決定がでるまでの期間は3~5ヶ月程度です。官報に公告される信用情報機関の信用情報に破産者として5~7年載る、と言うデメリットがあります。

金融会社からの取立

債務者は日々この取立に脅えています。自己破産などの法廷手続や任意整理を弁護士に依頼した場合は、弁護士が受任した旨の通知を債権者に通知し、債権者が受領した時点で債権者から債務者の取立行為などがストップします。

しかし、債務者は弁護士に依頼するお金もなく自分自身だけで行動できる程行動的ではない人が相談に来ています。

弁護士に依頼するお金はないが、どうしても弁護士に依頼したいというクライアントには、法律扶助協会を利用しましょう。

しかし、法律扶助協会も様々な問題があり、審査に時間がかかったり、弁護士費用の全額を借りられるわけではありません。

弁護士に依頼せず自己申立をする場合、弁護士に依頼するよりも長い時間、金融会社からの取立を受けることになります。

自己申立の場合、弁護士に依頼するわけではないので、裁判所に自己破産の申立を行い「自己破産の申立をした旨の通知」を自分で各債権者に送付し相手側に到着した時点で取立などが止む事になります。よって、自己破産すると決めたら、電光石火のごとくスピーディーに申立をしなければなりません。どの債務者も一刻を争っている方が殆どです。

自己破産をすることを債権者に前もって伝えるかどうかという問題がありますが、なるべく言わない方が良いでしょう。その理由は「そろそろ支払えなくなったので自己破産を考えている」と債務者が債権者に伝えた場合、良心的なサラ金であれば「しょうがないですね」と言ってくれますが、通常「自己破産はやめたほうがいい」とか「自己破産するなら訴訟を起こす」と言ってきます。通常、こういう事を言われると、クライアントは怯んでしまいます。怯むことによって申立が遅れることになってしまいます。実際に申立の準備をしている間に訴訟を起こす業者も出てきます。弁護士が介入していない以上、債権者には伝えない方が良いでしょう。

ハガキ

支払を止めるとすぐにコンピュータ処理がされ、その情報をもとに「引落ができませんでした」というような旨のハガキが来ます。

電話&電報

そのハガキを無視していると、電話がかかってくる。電話の回数はサラ金なども含め 1 日 1 回程度です。昔であれば 1 日に何回もかかってくるような事がありましたが、現在ではそのようなことはありません。対応の仕方は「忘れてました。2,3 日中に払います」とでも言っておけばよいでしょう。その後の電話は無視しましょう。

ナンバーディスプレイの電話機を利用し出ないようにしましょう。電話に出なくなると電報が来る。これも無視。無視していると会社に電話が来る。対応の仕方は「会社に電話してくるな。会社に電話をかけたら一切交渉に応じない」という。

家に来る

そうすると直接(いきなり)家に来るので、家の中に入れず話し合えばよい。相手の目的は債務者から集金することではなく、債務者がその場所にいるかどうかの確認の為に来るのです。訪問の回数はクレジット会社などは 1 回で終わりです。ヤミ金などを除けば、来る人はサラリーマンです。

来訪要求

今度は会社に来いという内容に変わってきます。対応は「無視」。会社に来させる目的は、相談ではなく強制執行認諾付の公正証書を作るのが目的です。絶対に書いてはいけないものです。強制執行認諾付公正証書は裁判の判決と同じ効力を持つからです。

郵便

それを拒んでいると、郵便が届き「このままにしていると、法的手続に入る」「使用情報機関にブラック情報を登録する」などの脅し文句が入ってきます。対応は無視でよいでしょう。

内容証明

郵便を無視していると「内容証明郵便」なる仰々しいものが送られていきます。差出人は弁護士名になってきます。内証証明郵便には法的効力はなにもありません。意味は郵便局長が書面に書かれている内容を証明すると言うだけのことですこれへの対応の仕方は、とにかく受け取らないと言うことです。相手は郵便局の配達員なので、「留守番のものなので、受け取る訳にはいかない」と言ってください。間違えて受けとってしまった場合は、「家族が受けとって自分は見えていない」と言ってとぼける。一人暮らしで受け取ってしまった場合はしょうがないので内容を見ておきましょう。内容がどんな内容でも気にしない。

支払督促

ここまで無視し続けると、いよいよ裁半 1」所から手紙が来るでしょう。10万円以下であれば、少額訴訟ができますので簡易裁判所から支払い命令が来ます。

これは相手の一方的な言い分で簡易裁判所が発行するのです。来たからといってびびる事はありません。しかし、裁判所から書面が届き支払督促などと書いてあれば通常の人にはびびってしまいます。しかし、慌てなくても大丈夫です。「異議申立書」が付いていますのでそれに住所と名前を書いて2週間以内に送り返せばよいのです。その書面を送ることにより異議があるという事になり、支払督促は「ただの紙切れ」になります。支払う気があれば月5千円位なら払っても良いとも書いておけばよいでしょう。

口頭弁論

支払督促が紙切れに変わると、管轄の裁判所が簡易裁判所から同じ管轄の地方裁判所が変わります。内容は応答弁論期日の連絡になっています。口頭弁論とは民事裁判ですよということです。ここまできたらどっちみち債務者が負けますので出頭しなくてもどちらでも良いでしょう。相手を混乱させたり、判決をのばしたいのであれば、意味不明な内容の口頭弁論をすると良いでしょう。内容は省きます。

判決

必ず業者が勝ちます。

強制執行

判決が出ると強制執行などができる債務名義を業者(原告)が持つこととなります。強制執行と言ってもいきなり業者が動産などを差押えに来るかということはありません。強制執行ができる人は裁判所の執行官だけです。民間の人間が行うことはできません。一番厳しいのは給料差押えと言うこととなります。

しかし、執行官も忙しいので一度、強制執行をしてしまうと同一事件で2回強制執行するということはありません。

なので、会社を辞め動産の強制執行を行わせ、動産の名義を第三者に換えたりすることにより強制執行が不能に終わることもあります。そうしたら、同一事件で強制執行はありませんので、堂々と勤めればよいのです。

銀行口座などに現金があると差し押さえられてしまいます。現金は生活費 20 万円程度なら大丈夫です。

以上、各借金整理方法でした。

貴方の借金が無くなる日が訪れる事を心よりお祈り申し上げます。

現在、私は「笑売起業塾」と言う私のこれまでの経験を基にした「私塾」を開塾しています。

「誰も知らない公的資金」または「借金整理方法」では、借り換えや法的整理方法をご紹介します。

もう一つの方法手段として、「稼いで」返済して行く。「収入を増やす」と言う手段が御座います。

インターネットビジネスをはじめ、小資本でできる一坪ショップの開業方法を公開して「皆でニコニコ」を目標に切磋琢磨している次第で御座います。

この「笑売起業塾」に御興味が御ありでしたら御連絡頂ければ幸いです。

吉富静剛

